

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年3月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	0

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止中			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止中			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止中			
25日		停止中			
26日		停止中			
27日		停止中			
28日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年2月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,072

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 -----備考2		
1日	停止→運転				
2日	863.1	73.9			
3日	867.2	75.1			
4日	858.5	78.1			
5日	860.8	74.0			
6日	859.3	73.8			
7日	860.1	74.1			
8日	858.7	74.4			
9日	859.8	74.3			
10日	856.0	74.4			
11日	860.5	74.8			
12日	863.5	75.6			
13日	868.1	75.3			
14日	860.7	75.5			
15日	855.5	75.3			
16日	863.1	75.9			
17日	859.4	76.3			
18日	858.9	76.7			
19日	857.3	76.5			
20日	859.7	76.9			
21日	863.0	78.3			
22日	運転→停止				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2023年1月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,202

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3</sup>	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止→運転			
7日	824.3	69.2			
8日	860.7	75.8			
9日	856.5	74.8			
10日	852.6	70.7			
11日	856.5	71.1			
12日	858.2	71.2			
13日	855.4	71.6			
14日	855.8	72.3			
15日	854.3	72.4			
16日	858.9	72.8			
17日	863.1	72.5			
18日	860.4	73.5			
19日	861.4	78.6			
20日	858.2	77.9			
21日	867.9	73.1			
22日	865.2	73.8			
23日	867.7	73.3			
24日	863.3	73.3			
25日	859.3	73.5			
26日	863.5	73.6			
27日	860.4	73.3			
28日	860.0	74.4			
29日	857.2	75.0			
30日		運転→停止			
31日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年12月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,311

2. 炉内の燃烧温度等

測定位置	①燃烧炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃烧ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃烧ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 備考2)		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	867.4	74.9			
4日	862.4	74.4			
5日	853.0	73.5			
6日	862.7	73.3			
7日	863.0	73.1			
8日	862.0	73.3			
9日	857.5	73.8			
10日	854.4	76.7			
11日	861.1	76.9			
12日	857.4	76.4			
13日	860.8	74.1			
14日	869.0	74.2			
15日	865.8	74.3			
16日	856.8	74.6			
17日	859.0	75.0			
18日	862.6	74.7			
19日	864.7	75.1			
20日	854.5	75.2			
21日	859.6	75.2			
22日	857.6	74.4			
23日	863.0	74.6			
24日	859.2	74.9			
25日	858.8	74.9			
26日	856.2	71.4			
27日	運転→停止				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃烧ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年11月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,336

2. 炉内の燃烧温度等

測定位置	①燃烧炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃烧ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃烧 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- 備考2		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	864.3	42.8			
4日	863.9	79.7			
5日	869.2	79.3			
6日	871.2	76.9			
7日	866.3	76.8			
8日	運転→停止				
9日	停止中				
10日	停止→運転				
11日	866.0	77.0			
12日	866.7	76.7			
13日	863.5	76.6			
14日	863.2	77.2			
15日	865.2	77.1			
16日	866.1	75.2			
17日	867.6	36.4			
18日	866.0	24.8			
19日	870.1	19.4			
20日	864.2	39.3			
21日	865.7	77.2			
22日	863.6	77.0			
23日	865.5	76.5			
24日	877.3	76.4			
25日	865.2	76.2			
26日	855.1	76.5			
27日	853.1	76.7			
28日	856.7	76.4			
29日	856.6	56.6			
30日	運転→停止				

備考1) 冷却缶とは、燃烧ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年10月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,123

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 備考2		
1日	停止中				
2日	停止中				
3日	停止→運転				
4日	866.4	79.7			
5日	858.9	79.3			
6日	858.6	76.9			
7日	856.8	76.8			
8日	866.4	76.9			
9日	861.6	76.8			
10日	859.0	77.2			
11日	865.4	77.0			
12日	863.7	76.7			
13日	858.4	76.6			
14日	868.3	77.2			
15日	867.2	77.1			
16日	834.8	75.2			
17日	運転→停止				
18日	停止中				
19日	停止中				
20日	停止→運転				
21日	864.8	77.2			
22日	864.0	77.0			
23日	865.8	76.5			
24日	859.9	76.4			
25日	857.4	76.2			
26日	868.9	76.5			
27日	870.6	76.7			
28日	864.1	76.4			
29日	運転→停止				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年9月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,291

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 備考2)		
1日	856.2	72.8			
2日	運転→停止→運転				
3日	865.0	72.4			
4日	866.2	72.4			
5日	861.2	72.2			
6日	853.2	71.4			
7日	867.1	75.1			
8日	862.4	77.2			
9日	856.2	77.3			
10日	872.1	75.8			
11日	864.7	75.8			
12日	866.3	76.2			
13日	865.6	76.4			
14日	868.5	76.7			
15日	864.3	76.0			
16日	868.3	75.8			
17日	863.5	76.2			
18日	858.3	78.7			
19日	864.7	79.4			
20日	861.5	77.2			
21日	863.0	76.8			
22日	866.2	77.1			
23日	866.8	77.4			
24日	857.6	76.9			
25日	864.3	77.5			
26日	運転→停止				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年8月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	905

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3</sup>	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2</sup>		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止→運転			
5日	872.5	78.4			
6日	873.2	77.9			
7日	876.0	78.2			
8日	866.4	78.0			
9日	873.8	78.6			
10日	865.1	79.1			
11日	862.6	79.3			
12日		運転→停止			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止中			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止→運転			
20日	867.1	79.5			
21日	864.3	79.3			
22日	863.9	79.0			
23日	863.7	74.5			
24日	867.5	72.4			
25日	865.8	78.2			
26日	863.7	72.3			
27日	860.8	71.4			
28日		運転→停止			
29日		停止→運転			
30日	842.6	71.7			
31日	823.8	67.5			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年7月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,561

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 -----備考2		
1日	868.5	76.9			
2日	862.9	78.0			
3日	871.9	79.0			
4日	868.5	78.9			
5日	862.6	81.0			
6日	860.7	80.3			
7日	859.3	80.4			
8日	860.5	80.1			
9日	866.3	78.0			
10日	873.1	78.6			
11日	870.7	78.4			
12日	870.1	78.4			
13日	865.9	78.3			
14日	866.0	78.4			
15日	874.0	78.7			
16日	874.6	78.8			
17日	866.6	78.9			
18日	865.2	79.6			
19日	858.1	81.1			
20日	864.0	78.4			
21日	869.2	79.0			
22日	870.0	79.7			
23日	871.6	80.2			
24日	871.0	79.5			
25日	867.8	78.3			
26日	861.8	78.4			
27日	871.3	78.5			
28日	866.2	78.5			
29日	862.4	78.7			
30日	運転→停止				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年6月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,375

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- 備考2		
1日	停止→運転				
2日	869.5	79.1			
3日	862.0	79.3			
4日	871.8	79.4			
5日	870.7	79.8			
6日	863.6	79.4			
7日	867.0	78.2			
8日	867.3	76.5			
9日	875.4	76.9			
10日	866.5	77.0			
11日	870.6	77.0			
12日	866.5	77.1			
13日	867.2	77.1			
14日	865.6	76.9			
15日	871.0	75.2			
16日	863.9	73.8			
17日	869.1	76.0			
18日	862.3	78.6			
19日	867.7	76.0			
20日	864.4	76.7			
21日	859.5	79.8			
22日	862.0	79.9			
23日	866.0	79.6			
24日	860.2	76.1			
25日	867.6	76.3			
26日	869.4	77.5			
27日	運転→停止				
28日	停止中				
29日	停止→運転				
30日	870.5	77.0			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年5月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,185

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	837.6	75.8			
2日		運転→停止			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止→運転			
7日	857.5	76.6			
8日	859.6	76.5			
9日	864.9	76.6			
10日	876.3	76.8			
11日	872.8	76.9			
12日	876.4	77.0			
13日	874.8	76.8			
14日	867.0	78.3			
15日	863.7	81.0			
16日	866.1	80.6			
17日	868.2	80.2			
18日	864.9	77.4			
19日	868.3	77.6			
20日	871.9	77.9			
21日	865.2	78.1			
22日	872.2	78.3			
23日	866.9	77.7			
24日	867.6	78.3			
25日	870.8	79.4			
26日	866.9	79.6			
27日	866.1	79.0			
28日	867.9	80.6			
29日		運転→停止			
30日		停止中			
31日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2022年4月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,363

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 <sup>備考1)</sup> 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 <sup>備考3)</sup>	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- <sup>備考2)</sup>		
1日	停止→運転				
2日	863.8	74.5			
3日	864.5	73.3			
4日	872.9	73.3			
5日	876.3	72.9			
6日	878.8	72.8			
7日	876.1	73.1			
8日	870.6	73.1			
9日	868.9	74.0			
10日	872.7	74.3			
11日	872.1	74.3			
12日	867.4	74.2			
13日	運転→停止				
14日	停止中				
15日	停止→運転				
16日	874.3	75.7			
17日	872.9	75.6			
18日	866.9	75.9			
19日	870.8	76.1			
20日	866.9	75.7			
21日	874.0	74.1			
22日	872.4	74.1			
23日	877.3	75.4			
24日	872.0	76.9			
25日	859.6	80.9			
26日	860.1	80.9			
27日	862.4	76.3			
28日	872.8	76.3			
29日	875.2	77.0			
30日	869.5	77.4			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。